

(参考資料：「平成21年2月9日 世田谷区保健福祉サービス向上委員会  
シポジウム「これなら選べる！福祉・介護サービス情報！」の資料（抜粋）」

## 消費者のための介護サービス情報ガイド

— 介護サービス情報公表から事業所を比較する —

世田谷区保健福祉サービス向上委員会

### 【調査の目的】

介護サービス情報公表制度に基づく介護サービス情報をみれば、どのような介護サービス事業所が、どのような人材によって介護を提供しているのか、費用はいくらかかるのかなどが分かる。しかし、この制度はインターネットで情報を入手する仕組みであることや公表情報が大量であることから広く活用されているとはいえない。

そこで、世田谷区は、区民に分かりやすい福祉・介護情報を発信する事業の一環として、介護サービス情報の読み解きを実施することにした。

### 【介護サービス事業所選びのポイント】

消費者と介護サービス事業者間のトラブルの発生を防ぎ、質の高い介護サービスを提供する事業所選びのポイントとしたのは、次の点に関する項目である。

- 1 誰が（どのような実績のある事業者が）
- 2 いくらで（特に、介護サービス給付以外の費用）
- 3 どのような質の介護を提供するのか（スタッフに関する情報）
- 4 消費者（利用者）の意見を把握する取り組みをしているか
- 5 その他、利用できる時間や第三者評価の実施など

### 【報告書の構成】

9つのサービス\*について、まず選択のポイントごとに2つの事業所の比較を行い、次に、サービスごとに世田谷区の介護サービス事業所の表を掲載し、情報公表からみた世田谷区の介護サービス事業所の特徴をみている。

\* 居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、福祉用具貸与、介護付有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設

### 【報告書の活用】

介護を要する高齢者には、情報は届きにくく、届いても自分で介護サービスを選ぶことは困難な人が少なくない。高齢者、とりわけ判断能力が十分でない高齢者の権利擁護のためには、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）の方々、居宅介護支援事業所の介護支援専門員、成年後見人（区民成年後見人）、日常生活自立支援制度の専門員や生活支援員、消費生活センターの消費生活相談員、社会福祉協議会や地域で活動なさっておられる方々の援助が不可欠である。本報告書が、自らの権利行使がむずかしい人たちの権利擁護に少しでも役立つことを願っている。

## 介護付有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)

2つの有料老人ホームの基本情報\*を比較しながら有料老人ホーム選びのポイントをみる。  
\*介護サービス情報公表制度の基本情報は、事業所が記入した内容が記載されている。

(次頁の表の①、②、④、⑤、⑧、⑨、⑭～⑱は省略)

### ③ 退居者数と退居後の行き先等 — 介護状況を見る

- ・ 前年度の退居者数は、Aはゼロですが、Bは6人が退居しています。
- ・ 退居後の行き先をみると、Bは自宅等、施設、医療機関とあります。
- ・ 契約前に、これまで退居した人の理由を尋ねることと、見学をした際、どこまで介護をするのか、介護の現場を見ることが大切です。

### ⑥ 入居一時金、初期償却率、償却年月数 — ホームによって大きく異なる

- ・ 入居一時金を徴収するホームと、毎月家賃を徴収するホームがあります。
- ・ 入居一時金は1人入居の場合、Aは1850万～6300万円、Bは300万～560万円。
- ・ Aは初期償却をしません、Bは入居直後に20%を償却します。
- ・ 初期償却率とは、入居一時金のうち、入居期間にかかわらず返金されない金額の割合のことです。
- ・ 入居後90日以内の退居なら実費分を除き全額返還されることになっています。90日を過ぎると入居金の10～30%台を償却するホームがあります。

### ⑦ 人員配置が手厚い場合の介護利用料 — 0から1,000万円以上のホームも人員配置が手厚い場合の介護利用料はA、Bホームともにゼロですが、なかには数10万円から1,000万円以上というホームがあります。

### ⑩ 看護職員、介護職員1人当たりの利用者数 — 少ないほうがよい

Aの看護職員、介護職員1人当たりの利用者数は1.9人、Bは2.5人です。  
1人の職員が担当する利用者は少ないほうがよいといえます。

### ⑪ 介護職員数・退職者数 ⑫ 介護業務に従事した経験年数 — 大差あり

- ・ 要介護者数(②)は、Aホーム71人、Bホーム83人と、Bホームのほうが多いのですが、介護職員数を常勤換算でみると、Aホーム39.9人に対し、Bホーム27.4人であり、AがBを大きく上回っています。
- ・ 前年度の退職者数はAホームゼロに対し、Bホームは常勤16人、非常勤13人。
- ・ 介護業務に従事した経験年数が5年以上の介護職員数(常勤と非常勤の計)をみると、Aホームは30人ですが、Bホームは8人です。

### ⑬ 介護職員の資格 — 介護福祉士数と介護支援専門員数に差違

- ・ Aホームは国家資格の介護福祉士、Bホームは訪問介護員2級が多く、Aホームには介護支援専門員が2人いますが、Bホームにはいません。

	A 介護付有料老人ホーム	B 介護付有料老人ホーム			
① 事業開始年月日	年 月 日	年 月 日			
② 入居者数	132人 (要介護 71人) (要支援・自立 61人)	100人 (要介護 83人) (要支援・自立 17人)	退居者 A:ゼロ B:6人		
③ 前年度退居者数 (退居後の行き先 等別)	要介護 0  自立・要支援 0	要介護 16人(死亡 11、自宅等 2、介護保険施設 2、医療機関 1) 自立等 1人(自宅等)			
④ 入居率	92.3%	90.7%	個室か 相部屋か 広さは		
⑤ 居室	一般個室 (32㎡) 介護個室 (33㎡)	個室 (14㎡) 2人部屋 (28㎡)			
⑥ 入居一時金(1人) ・初期償却率 ・償却年月数 ・解約時返還金の 算定方法	1850万～6300万円 0 60～168か月 入居一時金×(返還月数-入 居月数) / 返還月数	300万～560万円 20% 別添、返還表を参照 入居一時金×返還金率	初期償却率 A:ゼロ B:20%		
⑦ 人員配置が手厚い場合の介護利用料	0	0			
⑧ 他の一時金	0	70万～150万円	その他の 一時金や 費用も確認		
⑨ 管理費、食費/ 月(他略)	管理費 7.2万円 食費 4.2万円	管理費 4.2万円 食費 5.8万円			
⑩ 看護・介護職員1人当たり利用者数	1.9人	2.5人			
⑪ 介護職員数 (常勤換算) 前年度退職者数	常勤 26人 非常勤 31人 (39.9人) 常勤 0 非常勤 0	常勤 24人 非常勤 4人 (27.4人) 常勤 16人 非常勤 13人	介護職員数 退職者数 A、Bに大差		
⑫ 介護業務に従事 した経験年数	常勤	非常勤			
1年未満	0	5人	5人	2人	
1～3年未満	2人	7人	6人	1人	経験年数 5年以上 A:30人 B:8人
3～5年未満	6人	7人	5人	1人	
5～10年未満	7人	9人	7人	0	
10年以上	11人	3人	1人	0	
⑬ 常勤介護職員が 有する資格 (延べ人数)	介護福祉士 15人 訪問介護員 2級 8人 3級 2人 介護支援専門員 2人	介護福祉士 4人 訪問介護員 1級 2人、2級 18 人、介護支援専門員 0	介護福祉士 A:15人 B:ゼロ		
⑭ 夜間看護・介護職員数(最少時)	3人	4人			
⑮ 看護職員数	常勤 6人	常勤 3人 非常勤 4人			
⑯ その他資格者	作業療法士 2人	あん摩マッサージ指圧師 1人			
⑰ 利用者意見把握	あり 開示あり	あり 開示なし			
⑱ 第三者評価実施	なし	なし			

## イ 調査員の行う調査事務等の適切な実施について

- 調査員の質の確保については、厚生労働省としても、今後とも検討すべき重要な課題と考えているが、都道府県においても調査員の資質の均一性について、あらためて留意願うとともに、指定調査機関、調査員に対して、調査事務に関して知り得た秘密保持義務（法第115条の32）をはじめとする必要な指導の徹底をお願いするとともに、介護事業者にとって情報公表制度に対する不信感にもつながりかねない事例があるといった声も聞かれることから、調査時における介護事業者に対する制度の趣旨・目的等についての丁寧な説明をあらためてお願いする。
  
- 重要な点は、
  - ① 情報の根拠となる事実の有無を確認すること、
  - ② 確認材料についての良し悪しの評価や指導改善等を行わないこと、
  - ③ 唐突に当該公表に係る報告・調査を拒否した場合における指定取消等の話をしないこと、等であり、あくまでも確認が主たる仕事であることを徹底していただきたい。
  
- また、介護事業者からの報告の受理に当たっては、課長通知において、介護事業者が報告するサービス情報について報告内容に記載漏れ等の不備がないこと等を確認して受理することとしているが、未だ未記入事項等により、利用者が適切に情報を得ることができない状況となっている事例があることから、情報公表制度の信頼性を確保するためにも、公表センターにおける報告の受理に当たっては、的確に報告内容を確認の上、受理されるようお願いする。

## (4) 調査員指導者養成研修の実施等について

### ア 調査員指導者養成研修の実施について

- 調査員指導者養成研修については、追加施行サービスに係る項目の指導だけでなく、都道府県内における調査員の質の確保の観点から指導的な立場としても重要であり、今年度においても介護サービス情報公表支援センターが実施主体となり、次の日程等で行われるので、調査員指導者候補者の派遣等に配慮願いたい。

【調査員指導者養成研修の日程】

(第1回)

- ・日 程：平成21年3月2日(月)～3日(火)
- ・場 所：全国町村議員会館 2階大会議室

(第2回)

- ・日 程：平成21年3月12日(木)～13日(金)
- ・場 所：損保会館 大会議室

## イ 調査員養成研修について

- 追加施行するサービスに係る調査員養成研修については、各都道府県において、都道府県内の調査事務の実情を踏まえ適切に実施いただいているところであるが、平成21年度の追加サービス数などを勘案し、調査員の養成が円滑に行われるよう以下のような告示等の改正を行うこととしているので、了知されたい。

・既存調査員が追加サービスを受講する際に必須となっている「介護サービス情報の理解」の講義時間の取扱の変更について(告示改正予定)

- 平成21年度については、現行の研修区分に、主たるサービスに関連する平成21年度追加サービスを加えた研修区分に改正するとともに、現行区分に無い新たな区分(区分⑨(小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護)、区分⑩(認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護))を追加する改正を行う予定である。
- また、区分①、区分⑥、区分⑧、区分⑪の全ての区分において、各区分内に掲げる何れかの介護サービスに係る講義を修了した者については、区分⑨(小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護)及び区分⑩(認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)に属する介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることとする予定であるので留意願いたい。

〔参考〕【各区分において何れかの介護サービスの養成研修を修了した場合、その他の介護サービスの養成研修を修了したとみなすことができる研修区分（案）】

- ① 訪問介護＋夜間対応型訪問介護＋介護予防訪問介護
- ② 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護＋介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋介護予防福祉用具貸与＋特定介護予防福祉用具販売
- ⑥ 通所介護＋療養通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護
- ⑦ 通所リハビリテーション＋介護予防通所リハビリテーション
- ⑧ 特定施設入居者生活介護＋地域密着型特定施設入居者生活介護＋介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑨ 小規模多機能型居宅介護＋介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑩ 認知症対応型共同生活介護＋介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑪ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介護＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑫ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑬ 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（介護療養型医療施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

○ なお、これにより、都道府県によっては、調査員として新たに採用される者がいない場合等、研修の実施が不要となることも想定されるが、①各区分内のサービス間で項目が全く同一では無いことや、②調査員の均質性の確保の観点等から、適宜、既存調査員に対する補講を行うなどの適切な対応をお願いする。

## （５）国庫補助事業について

### ア 介護サービス情報の公表制度支援事業について

- 本事業は、各都道府県における情報公表制度の円滑な実施を支援するため、
  - ① 介護サービス情報公表システムの導入経費
  - ② 情報公表制度の普及・啓発等

に必要な経費を国庫補助するものであり、平成21年度においても継続する予定である。

- 事業の実施主体については、平成21年度においても、都道府県が自ら実施する事業のほか、適切な団体への委託又は適切な団体等が行う事業に係る経費に対する助成を行うことができることとする予定であり、積極的に活用願いたい。
- なお、本来の事業運営費以外の通常よりも事業運営費がかさむ制度施行後の一定期間において、事業者の特別な負担の軽減を考慮した手数料の減免措置に必要な費用に充当する事業は、平成21年度は国庫補助事業の対象外となる予定であるので留意願いたい。

#### イ 「介護サービス情報の公表」制度推進事業（介護サービス適正実施指導事業のメニュー事業）について

- 平成21年度における本事業の事業内容については、情報公表制度が、より利用者の事業所等の選択等に役立つ制度になるよう、制度の効果と課題の検証・評価等を行うこと等を目的として、例えば、介護サービス利用者等の情報公表制度の利用実態調査・分析等を行っていただく事業等、現時点において詳細検討中であり、内容の整理が終わり次第、後刻あらためて、お知らせするとともに、別途協力を依頼することとしているので、その際には協力願いたい。

### (6) その他

#### ア 外部評価制度との関係について

- 地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護)(介護予防を含む。)については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(指定基準)等の規定に基づいて、年に1回は外部評価を受けることとされているが、情報公表制度も平成21年度から適用とする予定である。
- 両制度の具体的な調整については、①「利用者の選択に資する情報であって、客観的な事実情報の調査及び公表が可能な項目」については、「情報公表制度の項目」としたところであり、一方、②「外部評価制度の項目」は、情報公表項目等を踏まえ、「介護サービスの具体的な内容の評価に関わる項目等」について整理し、両制度における項目の重複の排除を行ったところである。

- また、外部評価制度においては、両制度の調査負担の軽減方策として、①「情報提供票」の見直し（情報公表制度の「基本情報」で代替）、②「自己評価項目」及び「外部評価項目」の見直し（項目の削減）を行うこととしている。
- なお、外部評価制度において、情報公表制度の「基本情報」を活用する予定に伴い、外部評価制度が情報公表制度の公表前である場合には、既に報告されている公表情報の情報提供を行う等、外部評価制度の担当部署と十分な連携を図っていただくようお願いします。
- さらに、事業者に残念な事務負担、調査負担が生じないように、調査方法の効率化、具体的には、情報公表制度の調査機関と外部評価制度の評価機関が共通の場合、同一日に両制度の調査を実施することが考えられる。
- 同一日に両制度の調査を実施する場合の計画（情報公表制度）の策定に当たっては、地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護）（介護予防を含む。）の計画の策定に限って、外部評価制度の担当部署と十分な連携を図っていただきたい。
- また、同一日の調査を円滑に実施するに当たっては、その事前の体制整備として、調査機関と評価機関の両方を指定されている機関の必要数の確保や、両制度の調査が実施できる調査員の養成等、都道府県内の調査事務等の実情を踏まえ、都道府県の実施体制の円滑な整備等を図ることも考えられる。
- なお、介護サービスの質の向上については、両制度が有するそれぞれの目的や役割を踏まえて適切に実施し、重層的に取り組んでいくことが重要であることから、特に、事業者等に対する両制度の趣旨・目的の相違の説明等、普及啓発の積極的かつ丁寧な実施についても尽力願いたい。
- 何れにしても、各都道府県、各調査機関等の実情等に応じて、事業者の事務負担等が少しでも軽減されるよう、両制度の同一日調査の実施等の負担軽減方策について、各都道府県において適宜検討いただき適切に対応願いたい。



## イ 平成21年度システムの配布時期にかかる留意事項について

○ 平成21年2月6日付事務連絡でお示ししたとおり、情報公表制度の追加サービスにかかるシステム開発等の現時点における進捗状況については、

① 平成21年度の施行サービス数は、15サービス（細分ベース）が追加され50サービス（細分ベース）となるとともに、一体的報告・調査のグループ数は16種類と相当なボリュームであるため、システム改修等に例年以上の時間を要していること

② 平成21年度からの本格施行に際しては、都道府県の事務実施が、より円滑に実施できるようにするため、現行システムに対する都道府県等からの改善要望等を可能な限り反映し、現行システムを最大限改善する必要があること

③ 平成21年度システムの完成を急ぐあまり、システムテストが十分なされていない不完全なシステムを送付し、その結果として、都道府県が、その修正や不具合のためのシステムバージョンアップ等といった負担が生じることのないよう、システムテストの期間を従前より十分に取る等により、可能な限り完全なシステムを完成させることは極めて重要であること

等の理由から、平成21年度のシステム内容の詳細が最終的に確定するまで相当程度の時間を要する見込みであり、具体的には、介護サービス情報公表支援センターから都道府県への配布時期は9月中旬頃となる見込みである。

○ 平成21年度に向けての準備等に大変御尽力いただいている中、このような状況に至ったことは誠に遺憾であり、当然のことながら、システム開発等の作業は、引き続き、最大限の努力を尽くすものの、各都道府県においては、前述の諸事情を御理解いただき、21年度システム配布後には、平成21年度の報告・調査事務等が速やかかつ円滑に行われるよう、新年度の報告・調査計画の策定に御配慮いただくとともに、それまでの期間については、例えば、①都道府県内における調査員の質の確保のための研修（新任、現任）実施、②利用促進

のための普及啓発、③新規事業者等に対するWEB報告の説明、④実施状況（18'～20'）の詳細な把握・検証・評価の実施等、本格施行となる平成21年度以降の情報公表制度の円滑な実施のための取組等をお願いする。

（注：後からCSV変換ツールを用い、21年度システムへ取り込みが可能なエクセル調査票については、7月中の配布を行う予定）

- また、都道府県における平成21年度の報告・調査・公表計画及びその事務実施については、平成21年度計画等に限ったことではないが必ずしも会計年度と連動させて年度内の平成22年3月迄に終了さなくても、都道府県の実情に応じて、都道府県の判断により、適宜適切な対応をとっていただいて差し支えないことを念のため申し添える。
  
- なお、システム配布時期が例年と大幅に変更されることに伴い様々な影響が想定されるが、国としても、都道府県等の参考となる取組事例等が確認されれば、適宜、情報提供することとしているのでよろしくお願いしたい。

#### 4. 離島等サービス確保対策事業について

平成21年度介護報酬改定の審議が行われた昨年の社会保障審議会介護給付費分科会においては、いわゆる中山間地域にある小規模事業所について、規模の拡大や経営の効率化を図ることが困難であり、人件費等の割合が高くならざるを得ず、経営が厳しい状況にあるということが指摘され、平成21年度介護報酬改定において、中山間地域の小規模事業所等に対し新たな加算を創設したところである。

本事業は、介護保険サービスの確保が困難な離島や山間等の過疎地域において、当該地域の特性に応じた施策を実施することにより、介護保険サービス提供体制の充実を図ることを目的としていることから、今回の介護報酬改定を踏まえ、対象地域を拡大する予定であるので、こうした点も考慮の上、積極的に各都道府県において離島等における介護サービス供給体制の確保にご活用願いたい。

なお、管内市町村に対しても、本事業の活用に関して周知願いたい。

#### ○ 離島等サービス確保対策事業（介護サービス適正実施指導事業のメニュー事業）

（見直しの概要）

- ① 現行の特別地域加算対象地域以外の半島振興法指定地域等について新たに本事業の対象地域とする。

新たに当該事業の対象となる地域について

地域区分の「その他」地域のうち以下の法指定地域（特別地域加算対象地域を除く。）

に所在する地域

- ① 特定農山村法
- ② 半島振興法
- ③ 過疎地域自立促進特別措置法
- ④ 豪雪地帯対策特別措置法
- ⑤ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

- ② 本事業については、事業実施に当たり、都道府県が委員会を設置し、離島等地域の実情を踏まえたサービス確保等のための具体的な方策・事業を検討、提示したうえで、これを受けた当該地域の市町村が地域の実情にあった事業を試行的に実施するという方法をとっているが、都道府県と市町村が連携して事業を行うだけでなく、市町村が単独で事業を行うことも可能となるよう見直しを行うこととする。

## 5. 介護員養成研修事業等について

### (1) 介護職員基礎研修について

- 今後、ますます少子・高齢化が進展するとともに、認知症高齢者や中重度の要介護者が増加すると見込まれる中で、介護サービスに携わる職員の専門性の向上を図ることは、介護サービスの質の向上に繋がるものであることから、大変重要な課題である。
- 訪問介護員などの介護職員の資質向上を目的に創設された「介護職員基礎研修」（平成18年度創設）の実施状況は、指定事業者が253者（平成20年10月1日現在）、研修修了者数が2,386名（平成20年3月31日現在）と全国的に普及が進んでいない状況である。
- 平成21年度介護報酬改定においては、訪問介護員等及びサービス提供責任者について、「介護職員基礎研修」の受講、介護福祉士の資格取得など段階的なキャリアアップを推進する観点から、特定事業所加算について要件を見直すこととされたところであり、今後、「介護職員基礎研修」の受講希望者の増加と指定を受けようとする研修事業者の増加が見込まれるところである。

【参考】特定事業所加算の算定要件の<人材要件>について、以下のように見直した。

- ① 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員の合計が50%以上であること。
- ② すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員であること。ただし、居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、2人以上のサービス提供責任者が常勤であること。

- 各都道府県におかれては、「介護職員基礎研修」の研修事業者や講座の指定事務が滞りなく行われるよう、研修事業者を集めた説明会を開催するなど、事前の準備方をお願いしたい。「介護職員基礎研修」の周知に当たっては、昨年、研修の普及啓発のために作成したパンフレット「介護職員基礎研修について（平成20年2月厚生労働省老健局）」をご活用いただきたい。（当省のホームページに掲載）また、当パンフレットについては、来年度に更新し、各都道府県に対して情報提供していく予定であるのでご了知願いたい。
  
- 「介護職員基礎研修」は、すでに訪問介護員養成研修を修了した者に対しては、研修課程の一部履修免除（例えば、訪問介護員養成研修2級課程+1年以上の実務経験がある者については、500時間の研修課程中350時間が免除され、150時間の履修で介護職員基礎研修修了となる。）などの受講者負担軽減措置が図られていることについても改めて周知いただき、介護職員基礎研修の普及、定着に向けて積極的な取組をお願いしたい。
  
- なお、介護福祉士の資格取得ルートにおける「介護職員基礎研修」修了者の取り扱いについては、社会福祉士及び介護福祉士法の改正法案の国会審議において、「厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること」との附帯決議がされたところであり、この附帯決議を尊重し、現在、実務経験ルートにおける基礎研修の位置づけについて検討しているところであるのでご了知願いたい。

## （2）訪問介護員養成研修について

- 訪問介護員の養成については、平成3年度から平成19年度までの修了者の累計が約343万人（※）となっているところである。

（※）各都道府県からの修了者数の報告をもとに集計。ただし、この人数については単純累計であり、1人の者